

昭和女子大学図書館資料収集方針

I. 方針

- (1) 昭和女子大学（以下「本学」という。）の教育理念・目的に基づき、教育・研究活動に必要な資料を広く体系的に収集する。
- (2) 本学の学部・大学院研究科の構成、教育内容と関連する学問研究の動向、教員の研究課題・分野に留意しつつ、適正な蔵書構成の実現を図る。
- (3) 本学の特殊コレクションである近代文庫、女性文庫などは学内外の研究・発展のために積極的に収集する。
- (4) 本学図書館の置かれている地理的条件を考慮して、一般教養科目、学部及び大学院研究科の必要とする資料を重点的に収集する。
- (5) 各学科のカリキュラムポリシーに十分配慮して、学生の学修（習）・研究活動を支援するための資料を収集する。
- (6) 学際的領域、新興分野に関しては入門・概要書の収集に努める。
- (7) 電子書籍、電子ジャーナルに代表される電子資料、デジタルアーカイブに対応した資料の収集と整備に努める。
- (8) 対立する学説や意見が存在する問題、分野に関しては、それぞれの見解にたつ資料の公平な収集に努める。
- (9) 著者の思想的、宗教的、政治的立場によって、その資料をあえて排除することはしない。著作の内容の実証性、客観性、論理性、学術性に注目して収集する。
- (10) 寄贈、交換及び寄託等による資料は、本学に関係が深い資料を受け入れ、学術的価値及び利用頻度が低く相互協力により容易に利用できる資料は収集しない。
- (11) 資料の収集にあたっては、学生及び教員等の意向を十分に反映させるとともに、共同収集、分担収集など大学間の連携及び協力を考慮するものとする。
- (12) 高額資料に関しては、高額資料選定委員会に諮るものとする。
- (13) 資料収集の最終選択権と責任は図書館長が有する。
- (14) 図書館に収蔵している資料の全てを適切に保存管理する。
所蔵資料のうち、本学の特色を形成する特別なコレクションや特定の資料、貴重資料、準貴重資料等希少性の高い資料を優先する。
- (15) 収集方針を公開し、学内の意見を反映させ、よりよいものとなるよう努める。

II. その他

この方針の改定は、図書館長が決定し、大学部局長会に報告する。

附記

この方針は、平成20年4月2日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年10月3日から施行する。

この方針は、令和4年5月1日から施行する。[収集対象資料及び保存管理関連条文の改訂]